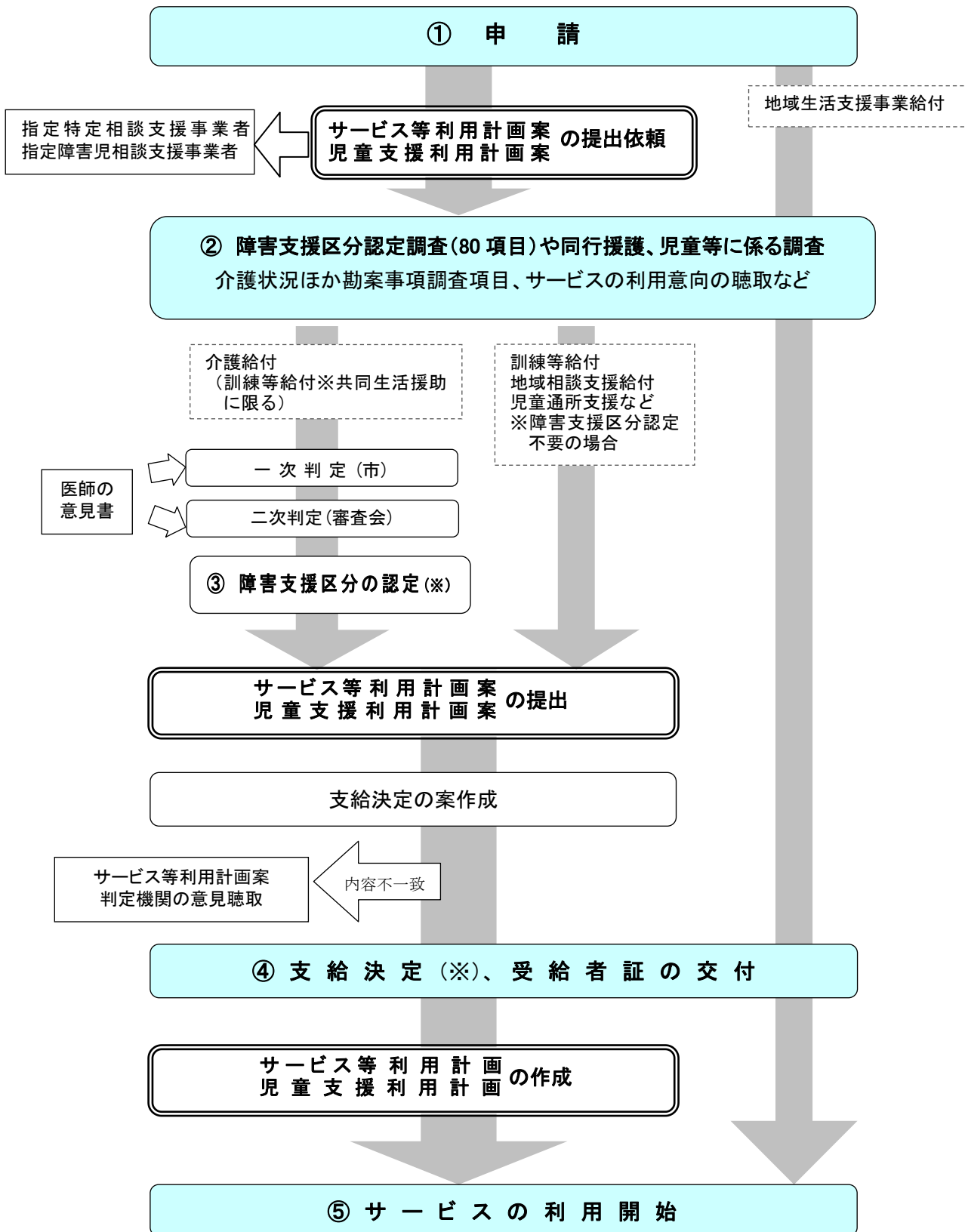


サービス利用の方法

…障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用方法は以下のとおりです。…



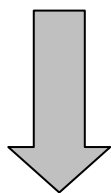
(※) 不服がある場合、県に不服申立てをすることができる。

サービス利用の流れ

障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、地域生活支援事業の給付及び児童福祉法に基づく児童通所支援の利用を希望される方は、姫路市（障害福祉課）に申請し、聞き取り調査等を経て、姫路市の支給決定を受ける必要があります。

【① 介護給付費、訓練等給付費支給の申請】

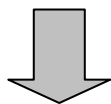
サービスの利用を希望する方は、障害福祉課や事業所・施設等で情報収集・相談し、姫路市に支給の申請をします。申請は利用希望者又は相談支援事業者が行います。



【サービス等利用計画案の提出依頼】 介護給付、訓練等給付、相談支援の申請者が計画相談支援サービスの利用を希望した場合、申請者が指定特定相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼します。
※児童通所支援の利用にあたっては、指定障害児相談支援事業者に児童支援利用計画案の作成を依頼します。

【② 調査】

申請が行われると、姫路市又は市の委託を受けた指定特定相談支援事業者等が、障害支援区分の認定に必要な調査を行ったり、サービス利用意向の聞き取りを行います。



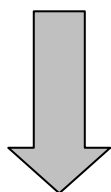
【③ 障害支援区分の判定】

調査結果及び医師意見書の一部項目に基づき、障害支援区分を判定します。（一次判定）

介護給付又は訓練等給付（共同生活援助において介護提供を希望する場合に限る。）のサービス利用を希望する場合には、一次判定結果、調査の特記事項、医師の意見書をもとに審査会で審査し、二次判定を行います。

姫路市は審査会の判定結果を基に、障害支援区分の認定を行います。

障害支援区分の認定を行った場合、利用者に対し、障害支援区分の通知が行われます。この通知は、支給決定通知と同時に行われることとなります。

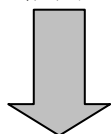


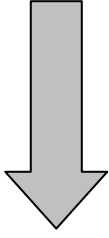
【サービス等利用計画案の提出】 申請者が計画相談支援サービスの利用を希望した場合、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を姫路市に提出してもらいます。
※児童通所支援の利用にあたっては、指定障害児相談支援事業者に児童支援利用計画を姫路市に提出してもらいます。

【④ 支給の決定】

姫路市は、申請を行った障害者の状況や利用の意向、生活環境などの聞き取り調査の結果、障害支援区分の認定、調査内容、利用者の意向、支援の必要度、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案等を勘案して、サービスの種類、支給量、支給期間、負担上限月額等を決定し、受給者証を交付します。

※受給者証に記載されていないサービスは使えません。





【サービス等利用計画の交付】申請者が計画相談支援サービスの利用を希望した場合、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、申請者に交付します。
※児童通所支援の利用にあたっては、指定障害児相談支援事業者が児童支援利用計画を作成し、申請者に交付します。

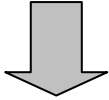
【⑤ サービスの利用】

利用者は、受給者証を利用したい事業所・施設に提示して、契約を結びます。

契約は、支給決定量の範囲内で行うこととなり、契約完了後、利用者は契約書や重要事項説明書等に定められた内容に基づいて、サービスを受けることができます。

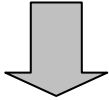
※事業所は、サービスを提供する主たる対象者を定めている場合があります。

※受給者証に記載されている障害種別と主たる対象者が異なる場合、利用できないことがあります。



【⑥ 利用者負担額の支払い】

利用者は、サービスに係る費用のうち、家計の負担能力等に応じた額（その額が費用の1割を超えるときは、費用の1割の額）を、事業所・施設に直接支払います。



【⑦ 介護給付費等の支給】

利用者負担額を控除した介護給付費等は、利用者に代わって姫路市が事業所・施設に直接支払います（代理受領）。

【継続サービス利用支援の実施】申請者が計画相談支援サービスの利用を希望した場合、指定特定相談支援事業者が、支給の決定の際に決定された期間ごとに、サービス等利用計画の見直しが行われます。
※児童通所支援の利用にあたっては、指定障害児相談支援事業者が児童支援利用計画の見直しを行います。

障害支援区分について

障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分です。

支援の度合に応じて区分1から区分6まで（区分6の方が必要度が高い）の認定を受けます。

介護給付又は訓練等給付（共同生活援助において介護提供を希望する場合に限る。）のサービス利用には、障害支援区分の認定が必要です。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、調査結果及び医師意見書の一部項目に基づき判定された一次判定結果、調査の特記事項、医師の意見書をもとに審査会で審査し、二次判定を行います。

姫路市は審査会の判定結果を基に、障害支援区分の認定を行います。

※平成26年4月に「障害程度区分」が「障害支援区分」に変更となりました。

支給決定について

次の内容について市の職員等が聞き取り調査を行い、介護給付又は訓練等給付（共同生活援助において介護提供を希望する場合に限る。）のサービス利用を希望する場合は審査会での審査を経て、それらを総合的に勘案した上でサービスの種別や支給量などの支給決定を行います。

また、決定した内容を記載した受給者証を利用者に交付します。

【支給決定にあたり勘案する事項】

- ①障害支援区分又は障害の種類及び程度その他心身の状況
- ②介護を行う者の状況（児童の保護者の状況）
- ③介護給付費等の受給状況
- ④児童福祉施設等の利用状況
- ⑤介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況
- ⑥保健医療又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦障害者・児童又は児童の保護者の利用意向の具体的内容
- ⑧障害者・児童の置かれている環境
- ⑨障害福祉サービス、児童通所支援の提供体制の整備状況

※必要と認められる場合には、「サービス等利用計画案」又は「児童支援利用計画案」の内容を勘案します。

支給
決定

【支給決定の内容】

- 1) 障害支援区分及び認定有効期間
 - 2) サービスの種別
 - 3) 支援の内容及び支給量、各種加算
 - 4) 支給決定の有効期間
 - 5) 利用者負担上限月額及び適用期間
- ※家計の負担能力に応じた額（その額が費用の1割を超えるときは、費用の1割の額）を負担

サービス等利用計画・児童支援利用計画について

「サービス等利用計画」「児童支援利用計画」とは、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切な障害福祉サービス等の組み合わせ等について検討し、作成するものです。

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業者とは…

ご本人・ご家族の状況、サービス利用の意向等に合わせて必要なサービスの組み立てを一緒に考えて、サービス等利用計画・児童支援利用計画を作成する相談支援事業所です。

指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の相談支援専門員が、サービスの支給決定前に、「サービス等利用計画案」又は「児童支援利用計画案」を作成し、市（障害福祉課）に提出します。

支給決定後にはサービス担当者会議を開き、サービス事業者等との連絡調整を行い、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の相談支援専門員が実際に利用する「サービス等利用計画」又は「児童支援利用計画」を作成し、利用者とサービス事業者へ渡します。

【アセスメント】

- ・ 障害者・児童の心身の状況
- ・ その置かれている環境
- ・ 日常生活の状況
- ・ 現に受けているサービス
- ・ サービス利用の意向
- ・ 支援する上で解決すべき課題
- ・ その他

【サービス等利用計画・児童支援利用計画】

- ・ 生活に対する意向
- ・ 総合的な援助の方針
- ・ 生活全般の解決すべき課題
- ・ サービスの目的（長期・短期）とその達成時期
- ・ サービスの種類・内容・量・日時・利用料
- ・ サービス提供の留意事項

障害福祉サービス等の体系

障害のある人を支える障害福祉サービス体系は、障害者総合支援法に規定される、個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村事業として柔軟に実施される「地域生活支援事業」、児童福祉法に規定される「障害児支援」などで構成されています。

